

令和5年4月10日

保護者 各位

岡山県立津山工業高等学校
校長 高林 康徳

新学期の学校における新型コロナウイルス感染症対応について

時下、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。平素から本校教育に対しまして、御理解いただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、本県の感染状況が「レベル1」に引き下げられたことを踏まえ、県立学校の行動基準も「レベル1」に引き下げられました。県教育委員会の通知により、新学期から次のとおり対応することとなりましたので、御家庭におきましても御留意いただきますようお願いいたします。なお、新型コロナウイルス感染症が5月8日に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に位置づけられる予定であることに従い、今後、変更があることを申し添えます。

新型コロナウイルス感染症やお子様の学校生活等について御心配等がありましたら、遠慮なく学校まで御相談ください。

記

1 新学期以降の学校におけるマスク着用について

生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とする。(マスク着用の有無は各御家庭で御判断ください。)

2 出席停止の扱いについて

(1) 学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止

ア 本人の感染が判明した場合

イ 本人が濃厚接触者に特定された場合

ウ 学校で感染者と接触があった者のうち、手洗いなどの手指衛生や咳エチケット、換気等の基本的な感染対策を行わずに飲食を共にした場合等

エ 本人に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられる場合

<出席停止の期間>

アについては、発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過

イについては、感染者と最終接触があった日を0日として翌日から5日間

ウについては、濃厚接触者の取扱いを参考にして学校において判断する

エについては、症状がみられなくなるまで、若しくは医療機関を受診して新型コロナ感染症の疑いなくなるまで

(2) 「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う場合

○医療的ケア児や基礎疾患児（基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等）について、主治医の見解を保護者に確認の上、登校すべきでないとして学校が判断する場合

以上